

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和8年6月 12 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 8件

厚生年金保険関係 8件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2600001 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 2600001 号

第 1 結論

平成元年 2 月から同年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 41 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 2 月から同年 7 月まで

国の記録によると、請求期間は未加入となっているが、私は、請求期間の国民年金の加入手続を A 市役所 B 支所（以下「B 支所」という。）で行い、請求期間に係る国民年金保険料を同支所でまとめて納付したので記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、B 支所において、請求期間に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料をまとめて納付した旨回答及び陳述しているが、オンライン記録によると、請求期間は国民年金の未加入期間となっており、未加入期間は国民年金保険料の納付書は発行されないため、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、A 市は、請求者に係る国民年金の被保険者記録及び保険料納付記録が確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答しており、請求期間に係る国民年金保険料の納付について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、昭和 63 年に請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるところ、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2500402 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2600019 号

第 1　結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 41 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　平成17年 7 月15日から平成20年 4 月 1 日まで

私は、A 社に平成 11 年からパートとして勤務し、長男が中学校に入学した平成*年 7 月頃から正社員として勤務した。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として、記録を訂正してほしい。

第 3　判断の理由

雇用保険被保険者の記録によると、請求者は、請求期間を含む平成 11 年 6 月 23 日から令和 5 年 4 月 17 日までの期間において A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、平成 13 年 4 月 27 日から平成 18 年 1 月 31 日までの期間に厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらないことから、請求期間のうち平成 17 年 7 月 15 日から平成 18 年 1 月 31 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所になっていない期間である。

また、A 社の閉鎖事項全部証明書で確認できる破産管財人から提出された請求者の労働者名簿によると、請求者の正社員としての雇入年月日は平成 20 年 4 月 1 日と確認でき、オンライン記録により確認できる請求者に係る同社の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

さらに、A 社の元取締役は、事業所の清算手続の際に全ての資料は処分したため請求期間当時の資料はない旨回答しており、同社における請求者に係る請求期間の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認できない。

加えて、請求者から提出された給与明細書のうち支給年が不明である厚生年金保険料を控除されている給与明細書については、厚生年金保険料控除額等から、請求者がA社において厚生年金保険被保険者となっている平成20年8月から平成22年9月までの期間のうち22か月分であると推認でき、請求期間に係る給与明細書と認めることはできない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成18年2月1日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得し、同日より前に雇用保険被保険者の資格を取得している者から提出された給与明細書によると、平成18年2月分以降は厚生年金保険料を控除されているが、同年1月分以前は厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、同社が厚生年金保険の適用事業所になっていなかった期間について、同社は厚生年金保険料を控除していなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、A社において平成20年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該資格取得の処理は同月16日に行われていることが確認できる上、不自然な訂正は見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、請求期間を含む平成4年3月14日から平成20年4月1日までの期間は国民年金第3号被保険者であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2500403 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2600020 号

第 1　結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（昭和 63 年 7 月 1 日）及び取得年月日（昭和 63 年 9 月 1 日）の記録を取り消し、昭和 63 年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 63 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る昭和 63 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 37 年生
住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　昭和63年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A 社に昭和60年 9 月 2 日に入社し、平成元年11月末日に退職するまで同社に継続して勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。

A 社の給料支払明細書を提出するので、請求期間を同社の厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3　判断の理由

請求者から提出された A 社の給料支払明細書及び複数の同僚の回答により、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとな

る。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 63 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、昭和 63 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間において、事業主から請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届や健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所が資格喪失年月日及び再度の資格取得年月日を記録することは考え難いことから、事業主が厚生年金保険の記録どおりの被保険者資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 63 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2500407 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2600021 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における請求期間①及び②の標準賞与額について、18 万 2,000 円を 18 万 4,000 円、請求期間③の標準賞与額について、18 万 4,000 円を 19 万 5,000 円、請求期間④の標準賞与額について、18 万 4,000 円を 20 万 3,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和 4 年 6 月 30 日
② 令和 4 年 12 月 9 日
③ 令和 5 年 6 月 30 日
④ 令和 5 年 12 月 8 日

請求期間①から④までの各期間について、人事委員会勧告による給与改定により、期末手当の差額が支給され、差額分の厚生年金保険料を控除されていたが、国の記録に反映されていなかった。

事業主が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)の訂正届により、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額の記録が訂正されたが、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第 75 条本文該当)となっているので、請求期間①から④までの各期間の標準賞与額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された支給状況一覧表及び請求者の預金通帳により、請求者は、請求期間①から④までの各期間において事業主からオンライン記録の標準賞与額を超える標準賞与額に相当する期末手当の支払を受け、当該期末手当額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により期末手当から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、上記支給状況一覧表により確認できる期末手当額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は18万4,000円、請求期間③は19万5,000円、請求期間④は20万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、請求者に係る賞与支払届の訂正届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和8年2月16日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2500336 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2600022 号

第 1　結論

請求者の A 事業所における請求期間①の標準賞与額を 35 万 2,000 円、請求期間②の標準賞与額を 45 万 5,000 円、請求期間③の標準賞与額を 35 万 2,000 円、請求期間④の標準賞与額を 45 万 6,000 円、請求期間⑤の標準賞与額を 35 万 3,000 円、請求期間⑥の標準賞与額を 44 万 7,000 円、請求期間⑦の標準賞与額を 32 万 3,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤、⑥及び⑦の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間⑧について、請求者の A 事業所における標準賞与額を 33 万 1,000 円に訂正することが必要である。

請求期間⑧の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 60 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成27年 7 月27日

②　平成27年12月18日

③　平成28年 7 月25日

④　平成28年12月15日

⑤　平成29年 7 月25日

⑥　平成29年12月25日

⑦ 令和 2 年 7 月 30 日

⑧ 令和 2 年 12 月 25 日

私は、請求期間①から⑧までの各期間に A 事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。賞与明細書はないが、預金通帳を提出するので、請求期間①から⑧までの各期間の賞与を記録してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は 35 万 2,000 円、請求期間②は 45 万 5,000 円、請求期間③は 35 万 2,000 円、請求期間④は 45 万 6,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A 事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A 事業所から賞与支払届（平成 29 年 1 月 16 日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A 事業所から賞与の取消届（平成 29 年 3 月 30 日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥について、請求者から提出された預金通帳及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、事業主から請求期間⑤は 35 万 3,000 円、請求期間⑥は 44 万 7,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間⑤及び⑥に係る請求者の賞与支払届の届出や厚

生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑦において事業主から 32 万 3,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑦の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑧について、請求者及び複数の同僚から提出された「慰労金令和 2 年 12 月分」（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑧において事業主から 33 万 1,000 円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、賞与額が記載されているだけであり、社会保険料控除額の記載はなく、請求者の預金通帳により確認できる令和 2 年 12 月 25 日の振込額は、請求者の慰労金明細書の差引支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間⑧における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係る A 事業所における請求期間⑧の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、33 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500357号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600023号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を37万8,000円、請求期間②の標準賞与額を48万7,000円、請求期間③の標準賞与額を37万8,000円、請求期間④の標準賞与額を48万8,000円、請求期間⑤の標準賞与額を37万9,000円、請求期間⑥の標準賞与額を48万8,000円、請求期間⑦の標準賞与額を38万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間及び請求期間⑦の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤及び⑥の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月18日
③ 平成28年7月25日
④ 平成28年12月15日
⑤ 平成29年7月25日
⑥ 平成29年12月25日
⑦ 平成30年7月30日

私は、請求期間①から⑦までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①から⑥までの各期間は賞与に係る年金記録がなく、請求期間⑦は保険給付の対象とならない記録(厚生

年金保険法第 75 条本文該当) になっている。賞与明細書はないが、B 銀行が発行した預金取引明細表（以下「預金取引明細表」という。）を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間は賞与を記録し、請求期間⑦は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、預金取引明細表並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は 37 万 8,000 円、請求期間②は 48 万 7,000 円、請求期間③は 37 万 8,000 円、請求期間④は 48 万 8,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A 事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A 事業所から賞与支払届（平成 29 年 1 月 16 日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A 事業所から賞与の取消届（平成 29 年 3 月 30 日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥について、預金取引明細表及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、事業主から請求期間⑤は 37 万 9,000 円、請求期間⑥は 48 万 8,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑤及び⑥の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関

連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦について、預金取引明細表、C年金事務所が令和6年6月7日の事業所調査によりA事業所から入手した請求者の平成30年賃金台帳及び賞与明細書並びに複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間⑦において事業主から38万1,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑦の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができないが、年金事務所が保管する請求期間⑦の賞与支払届は事業主から届けられたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に実施された前述の事業所調査において請求期間⑦の賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査により入手した平成30年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者の請求期間⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間⑦に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500359号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600024号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を4万円、請求期間②の標準賞与額を27万5,000円、請求期間③の標準賞与額を24万円、請求期間④の標準賞与額を27万6,000円、請求期間⑤の標準賞与額を26万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成2年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月27日

② 平成27年12月18日

③ 平成28年7月25日

④ 平成28年12月15日

⑤ 令和2年7月30日

⑥ 令和2年12月25日

私は、請求期間①から⑥までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。賞与明細書(請求期間⑥を除く)及び預金通帳を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は4万円、請求期間②は27万5,000円、請求期間③は24万円、請求期間④は27万6,000円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届（平成29年1月16日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成29年3月30日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑤において事業主から26万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑤の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑥について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳によ

り、請求者は、請求期間⑥において事業主から賞与の支払を受けたものと認められる。

しかしながら、A事業所に対して文書照会を行ったが回答を得られない上、請求者は、請求期間⑥の賞与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間⑥に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、慰労金明細書によると、支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっており、上記複数の同僚の預金通帳により確認できる令和2年12月25日の振込額は、慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できる上、請求者から提出された令和2年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額は、請求者から提出された令和2年1月分から同年12月分までの給与明細書の社会保険合計額と一致していることから、請求者についても複数の同僚と同様に、請求期間⑥の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2500388 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2600025 号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を2万円、請求期間②の標準賞与額を14万円、請求期間③の標準賞与額を14万1,000円、請求期間④の標準賞与額を23万円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間④の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間⑤について、請求者のA事業所における標準賞与額を23万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑤の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和55年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年12月18日

② 平成28年7月25日

③ 平成28年12月15日

④ 令和2年7月30日

⑤ 令和2年12月25日

私は、請求期間①から⑤までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から⑤までの各期間の賞与を記

録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は2万円、請求期間②は14万円、請求期間③は14万1,000円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間①、②及び③の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①、②及び③に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①、②及び③の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①及び②については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間③については、A事業所から賞与支払届（平成29年1月16日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間③の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成29年3月30日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間④について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間④において事業主から23万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間④の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑤について、請求者及び複数の同僚から提出された「慰労金令和2年

12 月分」(以下「慰労金明細書」という。)及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑤において事業主から 23 万 4,000 円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、請求者の預金通帳により確認できる振込額は、請求者の慰労金明細書の差引支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間⑤における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係る A 事業所における請求期間⑤の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、23 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2500390 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2600026 号

第 1　結論

請求者の A 事業所における請求期間①の標準賞与額を 20 万円、請求期間②の標準賞与額を 30 万円、請求期間③の標準賞与額を 20 万円、請求期間④の標準賞与額を 30 万円、請求期間⑤から⑧までの各期間の標準賞与額を 20 万円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑧までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間及び請求期間⑦の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤、⑥及び⑧の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 28 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成27年 7 月27日
 ②　平成27年12月18日
 ③　平成28年 7 月25日
 ④　平成28年12月15日
 ⑤　平成29年 7 月25日
 ⑥　平成29年12月25日
 ⑦　平成30年 7 月30日
 ⑧　令和 2 年 7 月30日
 ⑨　令和 2 年12月25日

私は、請求期間①から⑨までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①から⑥までの各期間並びに請求期間⑧及び⑨は賞与に係る年金記録がなく、請求期間⑦は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。賞与明細書はないが、預金取引明細表を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間並びに請求期間⑧及び⑨は賞与を記録し、請求期間⑦は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された預金取引明細表並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は 20 万円、請求期間②は 30 万円、請求期間③は 20 万円、請求期間④は 30 万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届（平成 29 年 1 月 16 日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成 29 年 3 月 30 日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥について、請求者から提出された預金取引明細表及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、事業主から請求期間⑤及び⑥において 20 万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望して

いないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑤及び⑥の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦について、請求者から提出された預金取引明細表、B年金事務所が令和6年6月7日の事業所調査によりA事業所から入手した請求者の平成30年賃金台帳及び賞与明細書並びに複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間⑦において事業主から20万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑦の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができないが、年金事務所が保管する請求期間⑦の賞与支払届は事業主から届けられたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に実施された前述の事業所調査において請求期間⑦の賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査により入手した平成30年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者の請求期間⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間⑦に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑧について、請求者から提出された預金取引明細表並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金取引明細表により、請求者は、請求期間⑧において事業主から20万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑧の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行

ったとは認められない。

請求期間⑨について、請求者から提出された預金取引明細表並びに複数の同僚から提出された慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑨において事業主から賞与の支払を受けたものと認められる。

しかしながら、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑨の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができないことから、請求者の請求期間⑨に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、慰労金明細書によると、支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっている上、上記複数の同僚の預金通帳により確認できる令和2年12月25日の振込額は、慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できることから、請求者についても複数の同僚と同様に、請求期間⑨の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

さらに、請求者が請求期間⑨に住所を定めていたC市から提出された「③給与支払報告書（個人別明細書）」によると、令和2年の社会保険料控除額等の金額は確認できるが、請求者は、同年における各月の給与明細書を所持していないことから、請求期間⑨の厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑨における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑨に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2500396 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2600027 号

第 1　結論

請求者の A 事業所における請求期間①の標準賞与額を 44 万 4,000 円、請求期間②の標準賞与額を 57 万円、請求期間③の標準賞与額を 47 万 4,000 円、請求期間④の標準賞与額を 58 万円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 37 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成27年 7 月27日

②　平成27年12月18日

③　平成28年 7 月25日

④　平成28年12月15日

私は、請求期間①から④までの各期間に A 事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第 3　判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は 44 万 4,000 円、請求期間②は 57 万円、請求期間③は 47 万 4,000 円、請求期間④は 58 万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届（平成 29 年 1 月 16 日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成 29 年 3 月 30 日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。